

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定め、平成二十九年七月一日から施行する。

なお、平成二十八年総務省告示第二百五十二号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）は、平成二十九年六月三十日限り廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 山本 早苗

周波数の範囲(注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方 <sup>ふく</sup> 輻射電力(注2)	備考
72.54MHz から 72.66MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
73.55MHz から	北海道総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	10W以下	

73.65MHz まで	東北総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	北陸総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	近畿総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
73.55MHz から 73.75MHz まで	信越総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	東海総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
142.48MHz から 142.58MHz まで	信越総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	50W 以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、5 W 以下に限る。
143MHz から 143.21MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	50W 以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	50W 以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	50W 以下	陸上での使用に限る。

				空中線電力は、5W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	平成34年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	平成34年6月30日まで	50W以下	静岡県の区域を除く。 空中線電力は、1W以下に限る (上空での使用の場合に限る。)
	近畿総合通信局管内	平成34年6月30日まで	1W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成34年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成34年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成34年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
146.202MHz から 146.218MHz まで	北海道総合通信局管内	平成32年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 岩手県の区域を除く。
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。

				鳥取県及び島根県の区域を除く。
	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
146.48MHz から 146.58MHz まで	信越総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、5 W 以下に限る。
147MHz から	北海道総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
147.21MHz まで	東北総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、5 W 以下に限る。
	北陸総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 静岡県を除く。

	近畿総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
147.82MHz から 147.86MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 宮城県及び福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 福岡県の区域を除く。
150.502MHz から 150.518MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W以下	
	東北総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W以下	

	中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
151. 022MHz から 151. 038MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	25W 以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	25W 以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	25W 以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	25W 以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	25W 以下	陸上での使用に限る。
151. 862MHz から 151. 878MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	50W 以下	
	東北総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	50W 以下	陸上での使用に限る。
	信越総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	50W 以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	50W 以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	50W 以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	50W 以下	陸上での使用に限る。

	九州総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
151.902MHz から 151.918MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
152.382MHz から 152.398MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
152.522MHz から 152.538MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。

	中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
154. 222MHz から 154. 238MHz まで	近畿総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
154. 402MHz から 154. 418MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W以下	陸上での使用に限る。
161. 2MHz から 161. 275MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。



	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
341.488MHz から 341.512MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	5.6W以下	陸上での使用に限る。  二周波方式によるこの周波数の 範囲の使用は、357.988MHz から 3 58.012MHz までの周波数の範囲と 対とする。
	中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	5.6W以下	陸上での使用に限る。  二周波方式によるこの周波数の 範囲の使用は、357.988MHz から 3 58.012MHz までの周波数の範囲と 対とする。
	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	5.6W以下	陸上での使用に限る。

				二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、357.988MHzから358.012MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5.6W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、357.988MHzから358.012MHzまでの周波数の範囲と対とする。
342.16875MHzから 342.20225MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHzから358.70225MHzまでの周波数の範囲と対とする。 北海道久遠郡せたな町、奥尻郡

			奥尻町及び爾志郡乙部町の区域を除く。
東北総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHz から 358.70225MHz までの周波数の範囲と対とする。 青森県及び秋田県の区域を除く。
近畿総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHz から 358.70225MHz までの周波数の範囲と対とする。

中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHz から 358.70225MHz までの周波数の範囲と対とする。
四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHz から 358.70225MHz までの周波数の範囲と対とする。
九州総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、358.66875MHz から 358.70225MHz までの周波数の範囲と対とする。

357.988MHz から 358.012MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	5.6W以下	陸上での使用に限る。  二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、341.488MHz から 341.512MHz までの周波数の範囲と対とする。
	中国総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	5.6W以下	陸上での使用に限る。  二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、341.488MHz から 341.512MHz までの周波数の範囲と対とする。
	四国総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	5.6W以下	陸上での使用に限る。  二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、341.488MHz から 341.512MHz までの周波数の範囲と対とする。

	九州総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	5.6W以下	陸上での使用に限る。  二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、341.488MHz から 341.512MHz までの周波数の範囲と対とする。
358.66875MHz から 358.70225MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W以下	陸上での使用に限る。  二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHz から 342.20225MHz までの周波数の範囲と対とする。  北海道久遠郡せたな町、奥尻郡奥尻町及び爾志郡乙部町の区域を除く。
	東北総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W以下	陸上での使用に限る。  二周波方式によるこの周波数の

			<p>範囲の使用は、342.16875MHz から 342.20225MHz までの周波数の範囲と対とする。</p> <p>青森県及び秋田県の区域を除く。</p>
近畿総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	<p>陸上での使用に限る。</p> <p>二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHz から 342.20225MHz までの周波数の範囲と対とする。</p>
中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	<p>陸上での使用に限る。</p> <p>二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHz から 342.20225MHz までの周波数の範囲と対とする。</p>

	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHz から 342.20225MHz までの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、342.16875MHz から 342.20225MHz までの周波数の範囲と対とする。
368.24MHz から 368.56MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHz から 386.56MHz までの周波数の範囲と対とする。
	東北総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	二周波方式によるこの周波数の



			範囲の使用は、386.24MHz から 386.56MHz までの周波数の範囲と対とする。
近畿総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHz から 386.56MHz までの周波数の範囲と対とする。
中国総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHz から 386.56MHz までの周波数の範囲と対とする。
四国総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHz から 386.56MHz までの周波数の範囲と対とする。

	九州総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、386.24MHz から 386.56MHz までの周波数の範囲と対とする。
386.24MHz から 386.56MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHz から 368.56MHz までの周波数の範囲と対とする。
	東北総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHz から 368.56MHz までの周波数の範囲と対とする。
	近畿総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHz から 368.56MHz までの周波数の範囲と対

				とする。
	中国総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHz から 368.56MHz までの周波数の範囲と対とする。
	四国総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHz から 368.56MHz までの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、368.24MHz から 368.56MHz までの周波数の範囲と対とする。
393.6MHz から	北海道総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
394.3MHz まで	東北総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。

	近畿総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
	沖縄総合通信事務所管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
397.75MHz から 398.5MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	東北総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	信越総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	東海総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W 以下	
411.935MHz から 411.985MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	陸上での使用に限る。 徳島県及び香川県の区域を除

				く。
	九州総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	陸上での使用に限る。
412. 345MHz から	中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
412. 7875MHz まで	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
412. 345MHz から 413. 2875MHz まで	沖縄総合通信事務所管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
412. 472MHz から 412. 7875MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
412. 8125MHz から 413. 2875MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。

	九州総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
415.8MHz から 416MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。  二周波方式によるこの周波数の 範囲の使用は、460.3MHz から 46 0.5MHz までの周波数の範囲と対 とする。
	東北総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。  二周波方式によるこの周波数の 範囲の使用は、460.3MHz から 46 0.5MHz までの周波数の範囲と対 とする。
	四国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。  徳島県及び香川県の区域を除 く。

	九州総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。  二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、460.3MHz から 460.5MHz までの周波数の範囲と対とする。
426.9MHz から 427.5MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	関東総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W以下	陸上及びその上空での使用に限る。

428MHz から 428.4MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
	信越総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。 愛知県及び三重県の区域を除く。
	近畿総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	10W 以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	25W 以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	陸上での使用に限る。
450.175MHz から 450.2375MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	
	東北総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	岡山県、広島県及び山口県の区



				域を除く。
	九州総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	5 W以下	陸上での使用に限る。 福岡県及び大分県の区域を除く。
460.025MHz から 461.475MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	5 W以下	460.3MHz から 461.4MHz までの周波数のみを使用する場合を除く。
	東北総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	5 W以下	福島県の区域を除く。
	中国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	10W以下	460.3MHz から 460.5MHz までの周波数のみを使用する場合を除く。
	四国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	10W以下	徳島県及び香川県の区域を除く。
	九州総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	10W以下	460.3MHz から 460.5MHz までの周波数のみを使用する場合を除く。

				く。
460.3MHz から 460.5MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	10W以下	二周波方式によるこの周波数の 範囲の使用は、415.8MHz から 416 MHz までの周波数の範囲と対とす る。
	中国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	10W以下	二周波方式によるこの周波数の 範囲の使用は、415.8MHz から 416 MHz までの周波数の範囲と対とす る。
	九州総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	10W以下	二周波方式によるこの周波数の 範囲の使用は、415.8MHz から 416 MHz までの周波数の範囲と対とす る。
460.3MHz から 461.4MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	10W以下	460.3MHz から 460.5MHz までの周 波数のみを使用する場合を除

				く。
	北陸総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	10W以下	
2294MHz から 2296MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W以下	
	東北総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W以下	
	中国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W以下	
	四国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W以下	
	九州総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W以下	
3600MHz から 4100MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1 W以下	
	東北総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1 W以下	福島県の区域を除く。
	北陸総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1 W以下	
	近畿総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1 W以下	
	中国総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1 W以下	山口県の区域を除く。
	四国総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1 W以下	
	九州総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1 W以下	福岡県、大分県及び鹿児島県の区域を除く。

4405MHz から 4495MHz まで	近畿総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
4495MHz から 4800MHz まで	関東総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1 W 以下	
	東海総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1 W 以下	
	近畿総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1 W 以下	
4495MHz から 4895MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1 W 以下	
	東北総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1 W 以下	
	信越総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1 W 以下	
	北陸総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1 W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1 W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1 W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1 W 以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1 W 以下	
4800MHz から 4895MHz まで	関東総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	東海総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	

	近畿総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
5012MHz から 5025MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	
	東北総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	青森県及び福島県の区域を除く。
	北陸総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	
	東海総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	
	近畿総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	鹿児島県の区域を除く。
5100MHz から 5140MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	東北総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	信越総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	北陸総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	東海総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	

	近畿総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成 30 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
8400MHz から 8500MHz まで	関東総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	茨城県土浦市及びつくば市、千葉県勝浦市、いすみ市及び夷隅郡御宿町、東京都町田市並びに神奈川県相模原市の区域を除く。
	近畿総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	5 W 以下	
12.8GHz から 12.95GHz まで	北海道総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	東北総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	関東総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	信越総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	

	北陸総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	東海総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	近畿総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	山口県の区域を除く。
	四国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
15.5GHz から 15.6GHz まで	北海道総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	東北総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	北陸総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	東海総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	近畿総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	山口県の区域を除く。
	四国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	福岡県、佐賀県及び長崎県の区域を除く。

19.52GHz から 19.58GHz まで	北海道総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	東北総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	宮城県、山形県及び福島県の区 域を除く。
	近畿総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
25.87GHz から 25.945GHz まで	北海道総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W 以下	
	東北総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W 以下	
	近畿総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W 以下	
26.725GHz から 26.735GHz まで	北海道総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	東北総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	





	東海総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1500W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1500W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
	中国総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1500W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
	四国総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1500W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
	九州総合通信局管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1500W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
	沖縄総合通信事務所管内	平成 30 年 9 月 30 日まで	1500W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
31.05GHz から 31.2GHz まで	北海道総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W以下	
	東北総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W以下	
	北陸総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W以下	

	東海総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	近畿総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
31.8GHz から 32.8GHz まで	関東総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	1000W 以下	空中線電力は、5 W 以下に限る。
32.05GHz から 33.25GHz まで	北海道総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	東北総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	北陸総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	東海総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	近畿総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	佐賀県及び長崎県の区域を除

				く。
	沖縄総合通信事務所管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
39.5GHz から 41GHz まで	関東総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	2000W 以下	空中線電力は、5 W 以下に限る。
39.625GHz から 40.375GHz まで	北海道総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W 以下	
	東北総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W 以下	
	北陸総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W 以下	
	東海総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W 以下	
	近畿総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W 以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W 以下	
44.1GHz から 44.8GHz まで	東北総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	2000W 以下	空中線電力は、5 W 以下に限る。

	関東総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	2000W以下	空中線電力は、5 W 以下に限る。 山梨県の区域を除く。
	北陸総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	2000W以下	空中線電力は、5 W 以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	2000W以下	空中線電力は、5 W 以下に限る。
	四国総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	2000W以下	空中線電力は、5 W 以下に限る。
45.5GHz から 47GHz まで	東北総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	2000W以下	空中線電力は、5 W 以下に限る。
	関東総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	1500W以下	空中線電力は、5 W 以下に限る。
	北陸総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	2000W以下	空中線電力は、5 W 以下に限る。

	近畿総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	2000W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
	四国総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	2000W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
47.2GHz から 49.8GHz まで	関東総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	1500W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	1500W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
48.4GHz から 48.7GHz まで	北海道総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	2000W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。
	中国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	

	四国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
49.3GHz から 49.8GHz まで	北海道総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	2000W以下	空中線電力は、0.1W以下に限る。
	中国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
51.35GHz から 52.35GHz まで	北海道総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	

	関東総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	2000W以下	空中線電力は、0.1W以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
66GHz から 67GHz まで	北海道総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	



	九州総合通信局管内	平成 34 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
66GHz から 71GHz まで	関東総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	1500W以下	空中線電力は、1 W 以下に限る。
	近畿総合通信局管内	平成 33 年 6 月 30 日まで	1500W以下	空中線電力は、1 W 以下に限る。
92GHz から 94.4GHz まで	北海道総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
95GHz から 100GHz まで	東北総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成 32 年 6 月 30 日まで	0.1W以下	

(注 1) 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱して

はならない。

(注2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。